

## 子ども医療費助成のお知らせ（高校生）

令和4年7月～令和5年6月

高校生が病気やけがなどで医療機関で入院されたとき、「健康保険証」と「受給者証」を一緒に窓口で提示することにより、保険医療の自己負担額を助成する制度（R4.7より実施）です。  
（外来は助成対象ではありません）

子



### 《対象となる方は》

- ①三木市に住所を有する方
- ②高校生（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方）  
（高校に通っていない方も対象です。）
- ③国保・社保等いずれかの医療保険に加入している方

※保護者等の所得制限はありません。

上記のすべての条件に該当する方は、健康保険証をお持ちの上、医療保険課福祉医療係で手続きをしてください。

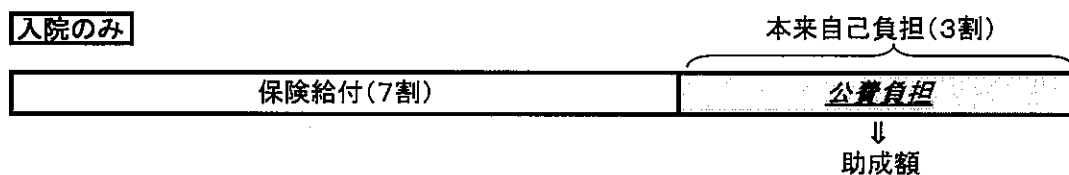
令和5年6月末までに申請がない場合、受給者証の発効日は遡及できかねますのでご注意ください！

### 《助成する範囲は》

※保険診療の対象となる医療費の自己負担額を助成します。

★保険者に対し限度額適用認定証の交付申請を行い、受診時に原則としてすべての証を持参・提示してください。

入院のみ



### 《医療機関での自己負担は》

※入院 自己負担なし（窓口で受給者証を提示することにより助成します。）

なお、県外の医療機関または他の公費負担による医療の給付を受けられる場合は、受給者証は使用できませんが、申請をしていただくと、後ほどその金額を助成します。  
（領収書、振込先がわかるものが必要です。）

### 《助成できないものは》

※保険のきかない医療や文書料などは助成できません。

（外来・入院時の差額ベット代、食事代、薬の容器代、予防注射料、特定療養費、保険診療外の歯等の治療費、健康診断料、診断書料、証明書料など）

※日本スポーツ振興センター学校災害給付を受けることができるときは、対象となりません。

### 《お医者さんにかかるときは》

※「受給者証」は「健康保険証」と一緒に病院等の窓口で提示してください。

### 《有効期間は》

「受給者証」の有効期間は原則として1年間で、毎年7月1日に更新を行います。

引き続き「受給者証」が必要な方は、手続きをしてください。

（ただし、重度障害者医療費または母子家庭等医療費の「受給者証」をお持ちの方は、子ども医療費の「受給者証」はお渡しできません。）



### 《窓口で現金を支払ったときは》

医療機関で「受給者証」を提示すると、入院にかかる自己負担金(保険診療分)がいらぬのが原則ですが、次の場合には窓口で現金をお支払いいただくことになります。  
しかし、申請をしていただきますと、後日、その金額を助成します。

### ★自己負担金(保険診療分)だけを現金で払った★

- ※兵庫県外で受診したとき
- ※他の公費負担医療を適用したとき
- ※重度障害者医療費または母子家庭等医療費の一部負担金を支払ったとき
- ※やむを得ない事情で「受給者証」を提示せずに受診したとき



後日、①領収書及び療養費支給証明書、②健康保険証、③受給者証、④振込先のわかるもの、⑤他の公費負担医療の受給者証等を持参の上、三木市役所3階15番窓口(医療保険課)にて医療費支給申請の手続きをしてください。

### ★全額を現金で支払った★

- ※やむを得ない事情で「健康保険証」を提示せずに受診したとき



まず、保険者(各種健康保険組合等)へ療養費の支給申請を行い、保険給付額の支給を受けてから、保険者発行の「療養費支給決定通知書」を添えて手続きしてください。

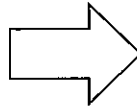
(注)領収書は、氏名・対象月日・保険点数・領収金額・医療機関名の明確なものがが必要です。  
(医療機関の領収書がなかったり、レシートの場合は市役所に領収書(様式)の用紙がありますので、それにより医療機関の証明を受けてください。)  
また、領収書は一つの医療機関につき1か月分ずつをまとめてご持参ください。

### 《こんなときは届け出を》

- ①住所や氏名が変わったとき
- ②健康保険が変わったとき
- ③扶養義務者(保護者)が代わったとき
- ④「受給者証」を紛失したとき
- ⑤交通事故などの第三者の加害行為により受給者証を使って治療を受けようとするとき

《届け出に必要なもの》

- ・受給者証
- ・健康保険証
- ・交通事故証明書(交通事故の場合)

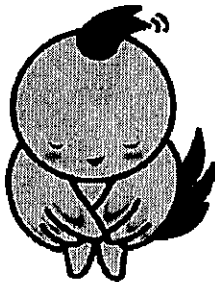


### 《こんなときは「受給者証」の返却を》

- ①他の市町村へ転出するとき
- ②健康保険の資格が無くなったとき
- ③受給の資格が無くなったとき
- ④生活保護を受けたとき
- ⑤死亡したとき

### 《ご注意ください》

受給資格が無くなってから、「受給者証」の返却がないまま医療機関で受診されたり、偽りや不正行為によって医療費の支給を受けた場合には、助成した医療費を返還していただきます。



### 【問い合わせ先】

三木市 医療保険課 福祉医療係(市役所3階15番窓口)

TEL 0794-82-2000 (内線)2362・2406